

東金市マスコットキャラクターデザイン等使用取扱要領

平成26年 2月19日制定

平成26年12月18日改正

平成30年 2月28日改正

令和 4年 3月25日改正

(趣旨)

第1条 この要領は、東金市マスコットキャラクター「とっちー」（以下「キャラクター」という。）のデザイン等の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) デザイン等 キャラクターのイラスト、立体物又はこれらに準ずるものをいう。
- (2) デザインマニュアル デザイン等の利用方法等について市が定めたものをいう。
- (3) 物品 デザイン等を使用した商品、景品、商品等のパッケージ及びこれらに準ずるものをいう。

(使用料)

第3条 デザイン等の使用料は、無料とする。

(使用の申請)

第4条 デザイン等を使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、「とっちー」デザイン等使用申請書（別記第1号様式）に記入の上、必要書類を添えて市長に申請し、承認を得なければならない。

- (1) 市又は市役所内に事務局を置く団体が使用するとき。
- (2) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校若しくは児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条に規定する児童福祉施設又はこれらの関係団体が使用するとき。
- (3) 報道機関が報道又は広報の目的で使用するとき。
- (4) 個人が収益、不特定多数への頒布又は公表を目的とせず、自分自身や家族など、限られた範囲で使用するとき。
- (5) その他市長が特に必要と認めるとき。

(使用の承認)

第5条 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、デザイン等の使用を承認するものとする。

- (1) 市の信用若しくは品位を傷つけるおそれ、又は正しい理解の妨げになるおそれのあるとき。

- (2) 法令に違反し、又は公序良俗に反するおそれのあるとき。
- (3) 特定の政治家等の個人、政党若しくは宗教団体を支援するものであるとき、又はこれらを支援若しくは公認しているような誤解を与えるおそれのあるとき。
- (4) 暴力団、暴力団員又はこれらのものと社会的に非難されるべき関係を有するものが使用しようとするとき。
- (5) キャラクターのイメージを損なうおそれのあるとき。
- (6) デザイン等をデザインマニュアルに従って使用しないおそれのあるとき。
- (7) その他市長が不相当と認めるとき。

2 市長は、前項の規定により、デザイン等の使用を承認したときは、「とっちー」デザイン等使用承認通知書（別記第2号様式）により、申請者に通知するものとする。

3 市長は、前項の承認に際し、条件を付することができる。

4 市長は、使用の承認をしないときは、「とっちー」デザイン等使用不承認通知書（別記第3号様式）により、申請者に通知するものとする。

（使用期間）

第6条 デザイン等の使用期間は、デザイン等の使用を開始する日から翌年度の末日までの間で定めるものとする。

（使用上の遵守事項）

第7条 使用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 使用の承認を受けた内容により使用すること。
- (2) 使用の承認により生じる権利及び義務は、これを譲渡し、又は転貸しないこと。
- (3) デザインマニュアルに従って使用すること。
- (4) キャラクターを類似使用し、商標法（昭和34年法律第127号）による商標登録又は意匠法（昭和34年法律第125号）による意匠登録を行うことにより、自己の権利を新たに設定若しくは登録し、又は著作権に関する自己の権利を主張しないこと。
- (5) 原則として、物品には、「東金市マスコットキャラクター とっちー」と表記し、第5条第2項に規定する使用承認通知書に記載の使用承認番号を付すること。
- (6) 完成した物品の見本については、速やかに市長に提出すること。ただし、完成した物品の見本の提出が困難なものについては、その写真をもって代えることができる。

（使用の承認の取消し）

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の承認を取り消すことができる。

- (1) この要領に違反したとき、又は違反することが判明したとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により、使用の承認を受けたと認められるとき。
- (3) その他市長が不相当と認めるとき。

2 市長は、前項の規定により使用の承認を取り消したときは、「とっちー」デザイン等使用承認取消通知書（別記第4号様式）により、使用者に通知するものとする。

- 3 第1項の規定により使用の承認を取り消された者（以下「承認を取り消された者」という。）は、当該承認を受けて作成した物品をいかなる場合であっても使用してはならない。
- 4 市長は、承認を取り消された者に対し、物品の回収を求めることができる。
- 5 前項に規定する物品の回収に係る費用等については、承認を取り消された者の負担とする。
- 6 承認を取り消された者に生じた損害については、市は、一切の責任を負わないものとする。

（損害賠償等）

第9条 使用者は、デザイン等の使用に起因する問題により、故意又は過失を問わず市に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

- 2 使用者が、デザイン等の使用により第三者との間に紛争を生じ、損害の賠償、損失の補償等を求められた場合においても、市は、一切の責任を負わないものとする。

（補則）

第10条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成26年12月18日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年2月28日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

別 記

第 1 号様式（第 4 条第 1 項）

「とっちー」デザイン等使用申請書

年 月 日

（あて先）東金市長

申請者 住所
団体名
代表者氏名

東金市マスコットキャラクター「とっちー」のデザイン等を次のとおり使用したいので、東金市マスコットキャラクター使用取扱要綱第 4 条第 1 項の規定により申請します。

使用対象物件	
使用目的	
使用期間	
使用数量	
備考	
担当者連絡先 （所属・氏名・電話）	

（添付書類）

1. 企画書（レイアウト、設計図等、使用方法がわかるもの）
2. 申請者の概要がわかる書面
3. その他

第2号様式（第5条第2項）

「とっちー」デザイン等使用承認通知書

第 号
年 月 日

様

東金市長

年 月 日付けで申請のあった、東金市マスコットキャラクター「とっちー」のデザイン等の使用については、次のとおり承認します。

使用承認番号	
使用対象物件	
使用目的	
使用期間	
使用数量	
条件	

※以下の遵守事項を守って使用すること。

- (1) 使用の承認を受けた内容により使用すること。
- (2) 使用の承認により生じる権利及び義務は、これを譲渡し、又は転貸しないこと。
- (3) デザインマニュアルに従って使用すること。
- (4) キャラクターを類似使用し、商標法（昭和34年法律第127号）による商標登録又は意匠法（昭和34年法律第125号）による意匠登録を行うことにより、自己の権利を新たに設定若しくは登録し、又は著作権に関する自己の権利を主張しないこと。
- (5) 原則として、物品には、「東金市マスコットキャラクター とっちー」と表記し、使用承認番号を付すること。
- (6) 完成した物品の見本については、速やかに市長に提出すること。ただし、完成した物品の見本の提出が困難なものについては、その写真をもって代えることができる。

第3号様式（第5条第4項）

「とっちー」デザイン等使用不承認通知書

第 号
年 月 日

様

東金市長

年 月 日付けで申請のあった、東金市マスコットキャラクター「とっちー」のデザイン等の使用については、次のとおり不承認とします。

使用対象物件	
理由	

第4号様式（第8条第2項）

「とっちー」デザイン等使用承認取消通知書

第 号
年 月 日

様

東金市長

年 月 日付け 第 号で承認した東金市マスコットキャラクター「とっちー」のデザイン等の使用について、次のとおり使用承認を取り消します。

使用承認番号	
使用対象物件	
理由	